

第 2 章

実施計画の基本方針

1	策定の目的	8
2	計画の位置付け	8
3	計画期間	9
4	計画対象とする事務事業	10
5	財政見通しとの整合	11
6	計画の進行管理	12

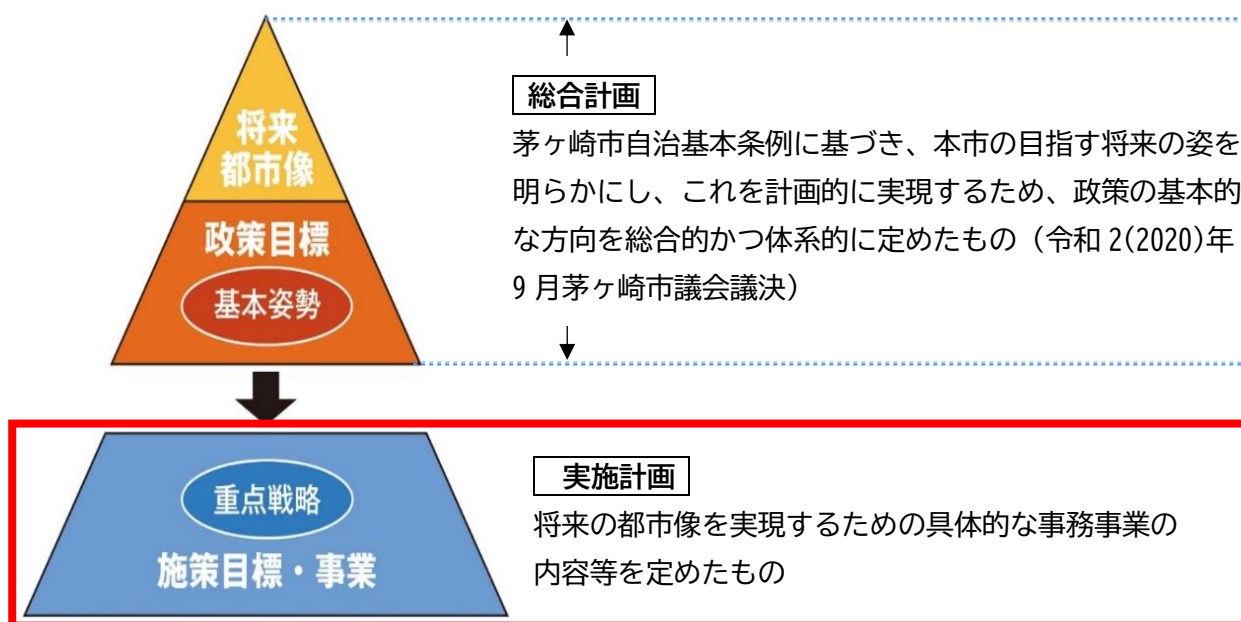
第2章では、実施計画策定に当たっての基本的な方針を明らかにします。

1 策定の目的

実施計画は、茅ヶ崎市自治基本条例に基づき策定された「茅ヶ崎市総合計画」に定めた将来の都市像である「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」の実現に向けたアクションプラン(実行計画)として策定します。

2 計画の位置付け

実施計画は、茅ヶ崎市総合計画において、次のとおり位置付けられています。



実施計画は、短・中期的な方策の方向性である「施策目標」と、実現の具体的な手段である「事務事業」を定めます。

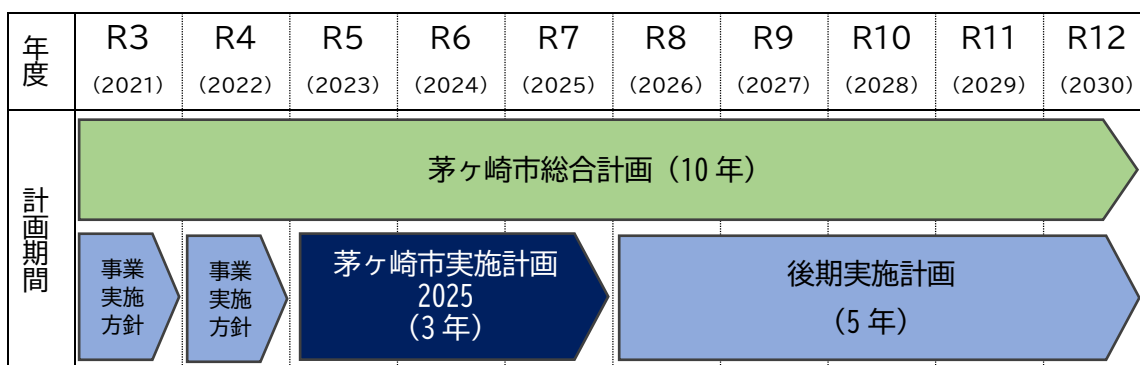
また、実施計画は、社会情勢の変化等に柔軟に対応できる計画とするとともに、計画期間中に特に重点的かつ分野横断的に取り組むべきテーマを「重点戦略」として位置付け、メリハリのある計画推進に取り組めます。

3 計画期間

茅ヶ崎市実施計画 2025 の計画期間は、令和5(2023)年度から7(2025)年度までの3年間です。

当初は、令和3(2021)年度から7(2025)年度までの5年間の計画期間を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の動向や社会経済情勢が極めて不透明であり、将来を予見することが難しい状況にあっては、5年間という中期的な実施計画を策定することは困難であると判断し、策定を2年延期することとしました。

実施計画のない令和3(2021)年度と4(2022)年度は、当該年度において重点的に実施する事業の方針等を事業実施方針として定め、行政運営を行うこととしました。



4 計画対象とする事務事業

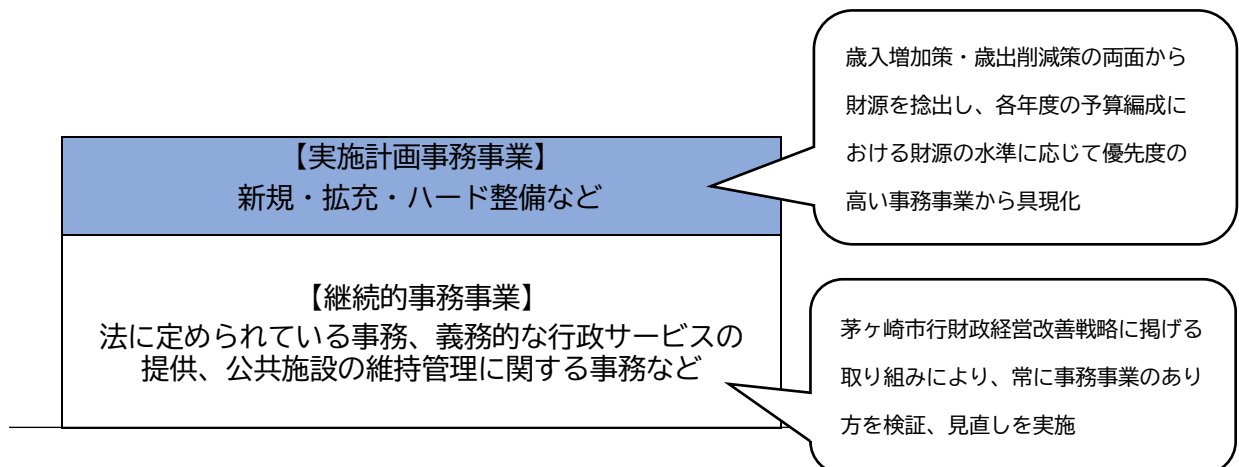
茅ヶ崎市実施計画2025では、全ての事務事業を実施計画事務事業とはせず、特に市民の皆さまと共有すべき事務事業を実施計画に位置付けることとします。

実施計画事務事業の実施に当たっては、実施計画事務事業の有効性を事前評価します。歳入増加策と歳出削減策の両面から財源を生み出し、各年度の予算編成における財源の水準に応じて、優先度の高い事務事業から具現化することとします。

実施計画事務事業	
➤	新規に実施する任意・裁量性のある事務事業
➤	継続して実施する任意・裁量性のある事務事業のうち次に掲げる事務事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 事務事業の拡充を行うもの ② 本市の独自性や他自治体に比べ先進性のあるもの など
➤	公共施設の整備や大規模改修、設備更新等の普通建設事務事業
➤	任意・裁量性のある計画の策定、改定、廃止に関する事務
➤	その他市民生活に大きな影響を及ぼすことが想定される事務事業

なお、法令等で本市の事務事業として定められている市民生活の維持に必要な不可欠な事務事業をはじめとする、既に実施していて、令和5（2023）年度以降も継続的に実施が予定されている事務事業は、実施計画事務事業とせず、継続的事務事業として整理することとし、引き続き、行政サービスの提供を確実にを行います。継続的事務事業は、実施計画冊子とは別に、本市の組織別に所管の事務事業の概要を記載した「事務事業概要書」を作成し、本市公式ホームページや市政情報コーナーで公表することで補完します。

また、限られた人的・財政的資源をもとに、実施計画事務事業を実施し、かつ、行政サービスの質を維持するためには、継続的事務事業を前例に従って事務執行することは許される状況ではないことから、常にそのあり方を検証し、見直しを行なっていくことが不可欠です。そのための、多様な人的資源の活用、業務効率化や実施手法の見直し、事業実施主体の最適化といった具体的な取り組みは、「茅ヶ崎市行財政経営改善戦略」に位置付けることとし、茅ヶ崎市実施計画2025と両輪で進めます。



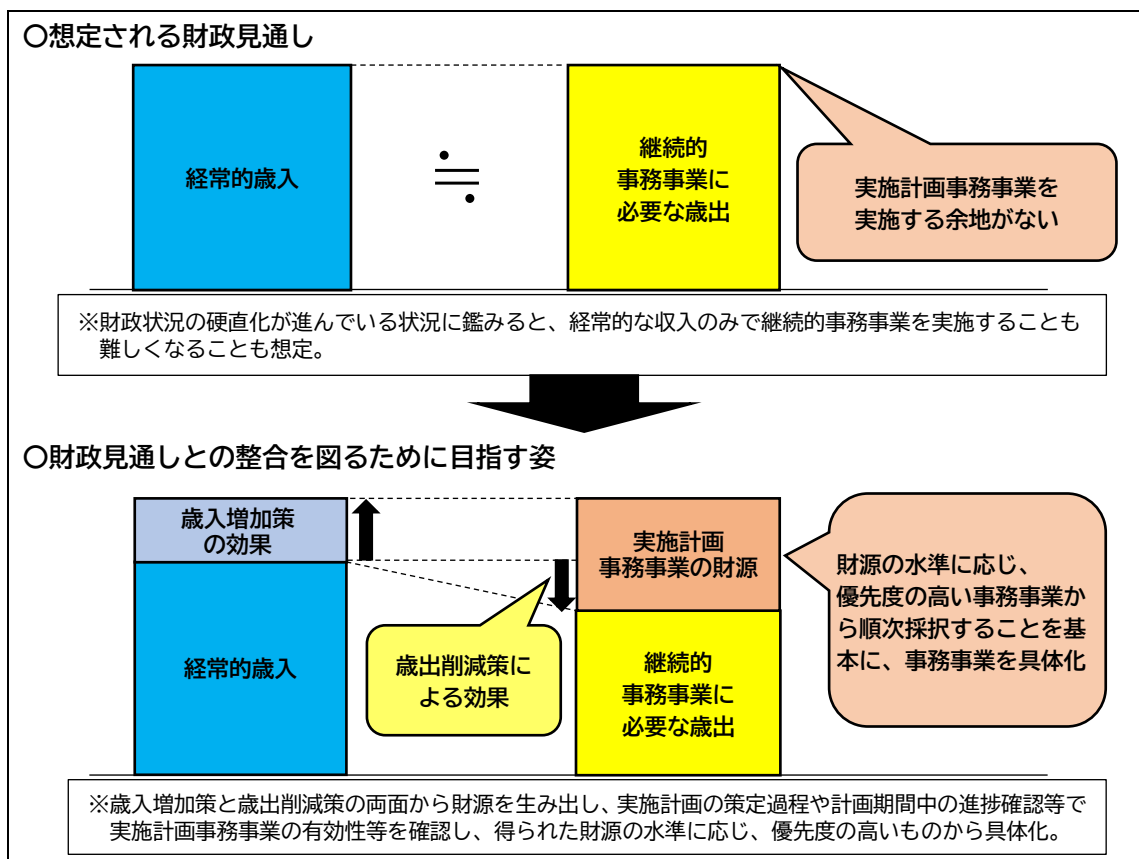
5 財政見通しとの整合

財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は、近年、95%から100%の範囲で高止まりしています。加えて、今後の義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の動向は、増加・高止まりが予測されており、財政状況は硬直化しています。このことは、経常的な収入のみで継続的業務事業を実施することも難しくなることも想定しておかなければならないことを意味します。

また、新型コロナの感染状況やそれに伴う経済の動向、さらに国際情勢や物価の動向など財政を取り巻く状況は不確実なものとなっています。市税等の歳入や事業費の見積りに必要な資材価格、労務単価等についての数年先の予測もさまざまな想定が考えられるため、実施計画期間中の財政見通しは、相当程度の幅を持って想定しておかなければならない状況です。

こうした状況下では、不断の見直しによる歳出削減に取り組むとともに、安定した財源を確保するためのまちの成長促進策や国県の政策的な財政支援の活用など歳入増加策に取り組み、実施計画に位置付ける業務事業等を実施する余地を作り出していく必要があります。そして、こうした歳入歳出両面からの取り組みにより生み出した財源を最大限に効果的に活用するため、実施計画の策定過程や計画期間中の進捗確認等において、統計情報等によるニーズの裏付けや、事業構想の熟度など業務事業の有効性等を確認し、実施計画業務事業の優先度を明確にします。各年度の予算編成では、直近の市税収入の状況や地方財政計画等によって見積もられた財源の水準に応じ、優先度の高い業務事業から順次採択することを基本に、業務事業を具体化していきます。

財政見通しとの整合に関する概念図



6 計画の進行管理

(1) 事務事業の進捗確認等

実 施計画に位置付けた事務事業については、毎年度、その進捗状況や事務事業を取り巻く社会情勢の変化を確認し、事務事業の優先度のレビュー（見直し）を行います。また、市民ニーズ等の変化を捉え、新規事務事業の実施や既存事務事業の縮小、廃止等を併せて検討します。それらのレビューの結果を次年度の予算編成に反映していきます。

(2) 実施計画の進捗確認

実 施計画については、令和7年度上半期に、各施策目標に掲げる指標の定量的な確認と定性的な評価によって進捗状況等を把握し、茅ヶ崎市総合計画審議会から意見聴取を行います。その結果は、次期実施計画の策定の検討に活用します。